

事業者向け 放課後等デイサービス自己評価表

#

事業所名：こどもデイサービスウレル

令和元年度#

#		チェック項目 #	はい #	どちらともいえない #	いいえ #	改善目標、工夫している点など #
環境# ・ 体制 整備#	① #	利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切であるか #	○	#	#	新しい施設に移転し、使用目的に応じて確保できるようになっている。#
	② #	職員の配置数は適切であるか #	○	#	#	質の高い療育を目指し、配置基準を上回る人員で実施している。#
	③ #	事業所の設備等について、バリアフリー化の配慮が適切になされているか #	○	#	#	新しい施設のためバリアフリーになっている。
業務 改善#	④ #	業務改善を進めるための PDCA サイクル（目標設定と振り返り）に、広く職員が参画しているか #	○	#	#	運営規定・方針を軸として、職員全員で取り組んでいる。なお、PDCAサイクルを徹底できるよう業務改善、質の向上に努めている。#
	⑤ #	保護者等向け評価表を活用する等によりアンケート調査を実施して保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげているか #	○	#	#	保護者アンケートを通じて、保護者の意向や満足度の把握に努め業務改善に繋げるよう努めている。#
	⑥ #	この自己評価の結果を、事業所の会報やホームページ等で公開しているか #	○	#	#	#
	⑦ #	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげているか #	#	#	○	第三者による外部評価は行っていませんが、今後積極的に取り組むよう検討している。#
	⑧ #	職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保しているか #	○	#	#	県又はそれに準ずる研修会等への参加、弊団体で行う講習会等への参加を促している。
適切 な 支 援 の 提 供#	⑨ #	アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、放課後等デイサービス計画を作成しているか #	○	#	#	保護者と利用者との面談をもとにアセスメントを行い、保護者や利用者の意向を適切に分析し、個別に合わせた計画の作成に努めている。#
	⑩ #	子どもの適応行動の状況を図るために、標準化されたアセスメントツールを使用しているか #	○	#	#	# #
	⑪ #	活動プログラムの立案をチームで行っているか #	○	#	#	利用予約表を基に、その日に利用する子どもの傾向を分析し、焦点をいくつか絞りチームで検討をする。チームで振り返りを行い、次回へ繋げるよう努めている。
	⑫ #	活動プログラムが固定化しないよう工夫しているか #	○	#	#	個別活動と集団活動での取り組みを適宜組み合わせ合わせたプログラムの提供を行っています。固定化されないよう内容や曜日等配慮している。#
	⑬ #	平日、休日、長期休暇に応じて、課題をきめ細やかに設定して支援しているか #	○	#	#	体験型の活動を多く取り入れ、療育として継続した活動ができるように、きっかけの機会を多く取

					り入れている。また、長期休暇はスタッフの人数を増やし、子どもたちが満たされるように支援している。#
⑭ #	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせ放課後等デイサービス計画を作成しているか #	○#	#	#	利用者の発達状況及び保護者の意向を踏まえ、個別活動と集団活動での取り組みを適宜組み合わせ支援計画を立てている。#
⑮ #	支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認しているか #	○#	#	#	支援前に毎日打ち合わせを行い、前回の利用の様子を共有している。配慮点、注意点等を確認・共有する時間をとっている。#
⑯ #	支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有しているか #	#	○#	#	参加できない者もあり、連絡ノートを共有している。翌日の打ち合わせの時間にノートを活用して振り返りをする。#
⑰ #	日々の支援に関して正しく記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげているか #	○#	#	#	# 正しく記録をとるよう徹底している。#

	⑮ #	定期的にモニタリングを行い、放課後等デイサービス計画の見直しの必要性を判断しているか #	○#	#	#	実施している。
#	⑰ #	ガイドラインの総則の基本活動を複数組み合わせ支援を行っているか #	○#	#	#	#
関係機関や保護者との連携関係機関や保護	⑲ #	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参加しているか #	○#	#	#	児童発達管理責任者が参加している。#
	⑳ #	学校との情報共有（年間計画・行事予定等の交換、子どもの下校時刻の確認等）、連絡調整（送迎時の対応、トラブル発生時の連絡）を適切に行っているか #	○#	#	#	子どもの様子により、必要に応じてケース会議を実施している。#
	㉑ #	医療的ケアが必要な子どもを受け入れる場合は、子どもの主治医等と連絡体制を整えているか #	#	#	○#	現在は医療的ケアを必要とする利用者はいないが、今後必要に応じて保護者とも連携を取り、連絡体制を整えていきたい。#
	㉒ #	就学前に利用していた保育所や幼稚園、認定こども園、児童発達支援事業所等との間で情報共有と相互理解に努めているか #	#	○#	#	保護者からの聞き取りのほか、保護者への支援の仕方等情報共有を図るよう努めている。#
	㉓ #	学校を卒業し、放課後等デイサービス事業所から障害福祉サービス事業所等へ移行する場合、それまでの支援内容等の情報を提供する等しているか #	#	○	#	保護者の希望により提供する場合もあるが、今後は提供するよう図っていきたい#

者との連携#	②5	児童発達支援センターや発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けているか #	○	#	#	#
	②6	放課後児童クラブや児童館との交流や、障害のない子どもと活動する機会があるか #	#	#	○	現在は機会がないため、今後交流を検討していきたい。#
	②7	(地域自立支援) 協議会等へ積極的に参加しているか #	#	○	#	参加できる会へは出席している#
	②8	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っているか #	○#	#	#	必要に応じて面談を実施し、共通理解をしている。#
	②9	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対してペアレント・トレーニング等の支援を行っているか #	○#	#	#	# 外部講師を招き講演会形式で実施した。今後は少人数の集団で実施していきたいと考えている。#
保護者への説明責任等#	③0	運営規程、支援の内容、利用者負担等について丁寧な説明を行っているか #	○#	#	#	定期的な面談の他、必要に応じてこまめに実施している。#
	③1	保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っているか #	○	#	#	その都度相談に応じている。職員の中に心理カウンセラーもいるため、きめ細かな支援と相談に乗ることができる。#
	③2	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援しているか #	#	#	○#	今後保護者や家族を含めた活動を行い、保護者同士の繋がりを作る必要がある。
#	③3	子どもや保護者からの苦情について、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、苦情があった場合に迅速かつ適切に対応しているか #	○#	#	#	関係機関にも連絡を取り、迅速に対応している。第三者委員会を設置する方向で動いている。#
	③4	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信しているか #	○#	#	#	4ヶ月に1度会報を発行している。また、企画ごとにお便りを発行するなどして、お知らせをしている。#
	③5	個人情報に十分注意しているか #	○#	#	#	個人情報が漏れないよう、管理を徹底している。#
	③6	障害のある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしているか #	○#	#	#	送迎時にその日の様子を伝えたり、お便りを出したり、必要に応じて電話で連絡を取り合ったり、面談を実施している。また、他国籍のお子様もおり言語の点で、意思疎通の改善を図るよう努めている。#
#	③7	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っているか #	#	#	○	大きな行事は実施していないが、地域で暮らすことを目的とし、秋にミニ文化祭を計画し地域に周知してもらおうと企画をしている。

非常時等の対応#	③⑧ #	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアルを策定し、職員や保護者に周知しているか #	○ #	#	#	それぞれのマニュアルを策定し、研修・訓練を随時実施している。#
	③⑨ #	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか #	○ #	#	#	年1回に地震・津波を想定した訓練を実施している。今年は風水害に対しても周知を図っていきたい。#
	④⑩ #	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしているか #	○	#	#	職員に対して虐待防止チェックを年1回実施している。#
	④⑪ #	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し理解を得た上で、放課後等デイサービス計画に記載しているか #	#	○	#	現在身体拘束を必要とする子どもはいないが、今後その旨を利用者や保護者に説明し、個別支援計画書に記載していく。#
	④⑫ #	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされているか #	○	#	#	食事提供はしていないため、指示書は頂いていません。アレルギー反応結果報告書を保護者に提出して頂き、それをもとにおやつ等提供する場合は対応している。#
④⑬ #	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有しているか #	#	#	○	事例集作成はしていないが、ヒヤリハット報告書作成時は職員に共有し、再発防止に向け検討している。#	

保護者等向け 放課後等デイサービス評価表

事業所名：こどもデイサービスウルル

回答数：21人

#	#	チェック項目 #	はい #	どちらともいえない #	いいえ #	ご意見 #
環境・体制整備	①	子どもの活動等のスペースが十分に確保されているか #	20 #	1 #	0 #	・色々遊ぶ遊具があり、とても良いです。
	②	職員の配置数や専門性は適切であるか #	18 #	3 #	0 #	・いつも多い人数で対応していただき嬉しいです。
	③	事業所の設備等は、スロープや手すりの設置などバリアフリー化の配慮が適切になされているか #	18 #	3 #	0 #	・必要ないかもしれません。 #
適切な支援の提供	④	子どもと保護者のニーズや課題が客観的に分析された上で、放課後等デイサービス計画が作成されているか #	20 #	1 #	0 #	#
	⑤	活動プログラム ⁱⁱ が固定化しないよう工夫されているか #	19 #	1 #	0 #	#
	⑥	放課後児童クラブや児童館との交流や、障害のない子どもと活動する機会があるか #	6 #	12 #	1 #	・なかなか難しいですね。学校で交流があるので現状で良い。
保護者への説明等	⑦	支援の内容、利用者負担等について丁寧な説明がなされたか #	19 #	1 #	0 #	#
	⑧	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解ができているか #	19 #	1 #	0 #	しっかり伝えてくれます。 #
	⑨	保護者に対して面談や、育児に関する助言等の支援が行われているか #	19 #	0 #	1 #	# #
	⑩	父母の会の活動の支援や、保護者会等の開催等により保護者同士の連携が支援されているか #	5 #	5 #	9 #	・会を企画してもらえたら情報交換等できると思います。 ・必要ないのかもしれません。
	⑪	子どもや保護者からの苦情について、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知・説明し、苦情があった場合に迅速かつ適切に対応しているか #	18 #	1 #	1 #	・わかりません。
	⑫	子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮がなされているか #	16 #	4 #	0 #	・送迎時や電話で伝えて頂ける。 #
	⑬	定期的に会報やホームページ等で、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報や業務に関する自己評価の結果を子どもや保護者に対して発信しているか #	16 #	4 #	0 #	・食育活動の日は、その日のうちに内容を写真でお知らせくださり楽しみにしています。 ・ノートに写真を貼って日々の様子が分かりとても助かっています。 #

	⑭ #	個人情報に十分注意しているか #	19 #	0 #	0 #	#
非常時等の対応#	⑮ #	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアルを策定し、保護者に周知・説明されているか #	16 #	3 #	0 #	#
	⑯ #	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出、その他必要な訓練が行われているか #	16 #	3 #	0 #	・場所移転後も訓練を続けて頂いています。 ・定期的に避難訓練をやってくれてありがたいです。 #
満足度#	⑰ #	子どもは通所を楽しみにしているか #	20 #	1 #	0 #	・食に関するイベントが楽しみのようです。 ・毎日放課後の予定を確認して楽しみにしています。 ・毎日とても楽しみにしており嬉しいです。
	⑱ #	事業所の支援に満足しているか #	21 #	0 #	0 #	・子どもの好きなこと、得意なこと、変化などよく気付いて頂き本当にありがたく思います。 ・時折無理なお願いをしますが、子どもや保護者の立場に立って考えてくれ、対応して下さいありがとうございます。 ・子どもの支援目標に親身に対応してくださりありがたいです。 ・延長など助かっています。 #

#

質の評価及び改善目標等の公表内容報告書

令和2年3月24日

「質の評価及び改善目標等の公表」について、以下のとおり報告します。

<事業所情報>

事業所番号	225510016
事業所名	こどもデイサービスウルル
所在地	焼津市五ヶ堀之内1644-1
電話番号	054-639-5578
メールアドレス	ull2016@outlook.jp
担当者氏名	志水和子

<公表場所>

公表場所 ※ホームページのURL	https://npo-shizuoka.com
公表時期	2020年 3月
情報公表システムへの 公表場所の掲載	掲載している <input checked="" type="radio"/> 掲載していない <input type="radio"/> ※いずれかに○

<公表している内容>

保護者による評価	公表している <input checked="" type="radio"/> 公開していない <input type="radio"/> ※いずれかに○
職員による自己評価	公表している <input checked="" type="radio"/> 公開していない <input type="radio"/> ※いずれかに○
評価に基づく改善目標	公表している <input checked="" type="radio"/> 公開していない <input type="radio"/> ※いずれかに○
評価等の実施時期	2019年 12月
次回の評価等の実施時期	2020年 12月

※評価及び公表は、年に1回以上実施する必要があります。

※評価項目には以下の内容が全て含まれる必要があります。

- (1) 障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況
- (2) 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況
- (3) 事業の用に供する設備及び備品等の状況
- (4) 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況
- (5) 利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況
- (6) 緊急時等における対応方法及び非常災害対策
- (7) 業務の改善を図るための措置の実施状況

<関係規定>

指定通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則（平成 25 年静岡県規則第 17 号）

（指定児童発達支援の取扱方針）

第 25 条 指定児童発達支援事業者は、次条第 1 項に規定する児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 略

3 指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

(1) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況

(2) 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況

(3) 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況

(4) 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況

(5) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況

(6) 緊急時等における対応方法及び非常災害対策

(7) 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

5 指定児童発達支援事業者は、おおむね 1 年に 1 回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 24 年障発 0330 第 12 号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

第三 児童発達支援

3 運営に関する基準

(15) 指定児童発達支援の取扱方針（基準第 26 条）

④ 同条第 4 項は、指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うため、同項第 1 号から第 7 号までに掲げる事項について、指定児童発達支援事業所が自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならないこととしたものである。なお、当該評価及び改善を図るに当たっては、児童発達支援ガイドラインを参考にすることが望ましい。また、都道府県等が別途、児童発達支援における支援の質を担保するためのガイドライン等を定めている場合

には、当該ガイドライン等を参考にすることは差し支えないこととする。

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）

別表 障害児通所給付費等単位数表

第1 児童発達支援

注3 (3) 指定児童発達支援、共生型児童発達支援又は基準該当児童発達支援（以下「指定児童発達支援等」という。）の提供に当たって、指定通所基準第26条第5項（指定通所基準第54条の5及び第54条の9において準用する場合を含む。）に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出していない場合

100分の85 ※指定通所基準26条＝県基準規則第25条

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発0330第16号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

第一 届出手続の運用

第二 1 通則

(8) 質の評価及び改善の内容を公表していない場合の所定単位数の算定について

① 対象となる支援

児童発達支援、放課後等デイサービス、共生型障害児通所支援、基準該当通所支援

② 算定される単位数

所定単位数の100分の85とする。なお、当該所定単位数は、各種加算（児童指導員等配置加算（有資格者を配置した場合）を除く。）がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の85となるものではないことに留意すること。

③ 質の評価及び改善の内容（以下「自己評価結果等」という。）未公表減算については、指定通所基準等の規定に基づき、自己評価結果等の公表が適切に行われていない場合に、通所報酬告示の規定に基づき、障害児通所給付費等を減算することとしているところであるが、これは事業所が自ら評価を行うとともに、障害児及びその保護者による評価を受け、その結果を事業運営に反映させて、常に質の改善を図るためのものであり、事業所は指定通所基準の規定を遵守しなければならないものとする。

④ 公表方法については、インターネットの利用その他の方法により広く公表することとし、その公表方法及び公表内容を都道府県に届け出ることとする。

⑤ 当該減算については、自己評価結果等の公表が都道府県に届出がされていない場合に減算することとなる。具体的には、届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算するものであること。

⑥ 都道府県知事は、当該規定を遵守するよう、指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。

貸 借 対 照 表

特定非営利活動法人静岡家庭教育サポート協会
全事業所

[税込] (単位: 円)
2020年 3月31日 現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	
(現金・預金)		一年以内返済長期借入金	1,608,000
現 金	82,795	預 り 金	54,381
焼津信用金庫 豊田支店	430,258	流動負債 計	1,662,381
焼津豊田郵便局	10,417	【固定負債】	
島田信用金庫 西焼津	911,669	長期借入金	10,103,349
現金・預金 計	1,435,139	固定負債 計	10,103,349
(売上債権)		負債の部合計	11,765,730
売 掛 金	3,985,204	正 味 財 産 の 部	
売上債権 計	3,985,204	【正味財産】	
(その他流動資産)		前期繰越正味財産額	△638,092
前払 費用	230,000	当期正味財産増減額	375,712
その他流動資産 計	230,000	正味財産 計	△262,380
流動資産合計	5,650,343	正味財産の部合計	△262,380
【固定資産】			
(有形固定資産)			
建 物	3,233,066		
建物附属設備	211,047		
構 築 物	90,090		
車両運搬具	2,170,876		
什器 備品	41,808		
有形固定資産 計	5,746,887		
(無形固定資産)			
ソフトウェア	81,000		
無形固定資産 計	81,000		
(投資その他の資産)			
敷 金	12,600		
長期前払費用	12,520		
投資その他の資産 計	25,120		
固定資産合計	5,853,007		
資産の部合計	11,503,350	負債・正味財産の部合計	11,503,350

特定非営利活動に係る事業会計損益計算書

特定非営利活動法人静岡家庭教育サポート協会
全事業所

[税込] (単位:円)

自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日

【経常収益】

【受取会費】

正会員受取会費 160,000

【受取寄付金】

受取寄付金 67,562

【受取助成金等】

受取委託金(焼津市) 125,000

受取補助金 1,868,000

【事業収益】

チャイルドライン等事業収益 79,524

放課後等デイサービス 23,872,550

【その他収益】

受取利息 22

経常収益計

26,172,658

【経常費用】

【事業費】

(人件費)

給料手当(事業) 12,596,970

福利厚生費(事業) 125,105

人件費計 12,722,075

(その他経費)

会議費(事業) 12,720

旅費交通費(事業) 130,579

広告宣伝費(事業) 61,027

通信運搬費(事業) 38,231

消耗品費(事業) 2,069,142

修繕費(事業) 435,319

賃借料(事業) 190,612

接待交際費(事業) 21,522

諸会費(事業) 27,100

租税公課(事業) 71,000

研修費 8,622

支払手数料(事業) 145,788

支払寄付金 2,000

雑費(事業) 49,678

その他経費計 3,263,340

事業費計

15,985,415

【管理費】

(人件費)

給料手当 182,450

役員報酬 1,813,000

法定福利費 1,349,352

福利厚生費 438,198

人件費計 3,783,000

(その他経費)

会議費 5,378

特定非営利活動に係る事業会計損益計算書

特定非営利活動法人 静岡家庭教育サポート協会

【税込】 (単位：円)

全事業所

自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日

旅費交通費	1,330	
通信運搬費	191,486	
消耗品費	800,047	
修繕費	6,480	
水道光熱費	240,176	
地代家賃	1,581,132	
貸借料	670	
広告宣伝費	208,604	
接待交際費	4,114	
減価償却費	999,963	
保険料	447,870	
諸会費	1,200	
リース料	578,880	
租税公課	237,150	
管理諸費	615,848	
支払利息	73,873	
雑費	34,330	
その他経費計	6,028,531	9,811,531
管理費計		25,796,946
経常費用計		375,712
【経常外収益】		
経常外収益計		0
【経常外費用】		
経常外費用計		0
税引前当期正味財産増減額		375,712
経理区分振替額		0
当期正味財産増減額		375,712
前期繰越正味財産額		△638,092
次期繰越正味財産額		△262,380

【損益計算書の注記】

管理費の合計額については、事業費のうち給料手当・アルバイト・ボランティアの合計額より、従事
 度合いにより収益事業へ配賦しました。(別紙参照：配賦率99.12%)